

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号
手続名	認定・特例認定特定非営利活動法人に対する勧告、命令	根拠条項	特定非営利活動促進法第 65 条
処分基準	未設定（事案ごとの裁量が大きいため）		
	<p>【参考】特定非営利活動促進法（勧告、命令等）</p> <p>第 65 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第 67 条第 2 項各号（同条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第 67 条第 2 項各号（第 1 号にあつては、第 45 条第 1 項第 3 号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前 2 項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。</p> <p>4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。</p> <p>6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第 4 項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第 1 項若しくは第 2 項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。</p> <p>(1) 第 47 条第 1 号二又は第 6 号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長</p> <p>(2) 第 47 条第 4 号又は第 5 号に規定する事由 国税庁長官等</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	県民協働課
		交付機関	県民協働課
			目次